リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言(2019年度)

2019 年 11 月 20 日 公益社団法人リース事業協会

- 当協会では、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言を取りまとめて、 政府に提出した。
- 今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。
 - 1. 重点項目(4項目)
 - 補助事業について【継続】
 - 中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について【継続】
 - 国・地方公共団体とのリース取引について【新規】
 - 学校施設環境改善交付金について【継続】
 - 2. 環境(3項目)
 - 繊維くずの処分について【継続】
 - フロン排出抑制法に係る行程管理表の回収期限について【新規】
 - フロン排出抑制法に係るリース終了物件売却時の記録簿について【継続】
 - 3. 自動車(4項目)
 - 国土交通省ネガティブ情報等検索システムについて【新規】
 - 軽自動車の納税確認の電子化について【新規】
 - 自動車損害賠償責任保険証明書の電子化について【新規】
 - リース車両等におけるシェアリングエコノミーを活用した稼働率の引き上げについて【新規】
 - 4. その他(6項目)
 - 古物商に係る届出期限の緩和について【新規】
 - インサイダー取引規制における上場会社等の「重要事実」に係る軽微基準等の 判断について【新規】
 - 貸金業者が行うグループ会社間の貸付について【新規】
 - リース取引のストラクチャーに用いる SPC 向け融資の取引時確認について 【継続】
 - リース取引のストラクチャーに用いる SPC 向け融資について【再提言】
 - フォークリフトの定期自主検査の有効期間について【新規】

【新規】: 2019 年度に新たに規制・制度改革提言をする項目

【継続】: 2018 年度に規制・制度改革提言をした項目で、2019 年度においても、規制・ 制度改革提言をする項目

【再提言】: 2017 年度以前に規制・制度改革提言をした項目で、2019 年度において、規制・制度改革提言をする項目

以上

リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言(詳細)

1. 重点項目(4項目)

1. 里只垻日	(4 块日 <i>)</i>
項目名	具体的内容・提案理由
補助事業につ	【具体的内容】
いて 【継続】	①リースが利用できない補助事業について、リースにより設備を調達した場合も補助対象とすること。また、個別事業ごとにリース利用の適否を決めるのではなく、リースで設備を導入した場合は包括的に補助事業の対象とすること。 (例)・地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国土交通省) 補助対象事業者に「地域鉄道事業者」へ設備を貸与する者を追加すること。
	②リース・割賦の取扱いが購入と比べて著しく不利な補助事業(ものづくり補助金等)について、リース・割賦と購入の取扱いを同等とすること。 (例)・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金(経済産業省) *購入(銀行借入により購入した場合も含む)の場合は設備の取得価額全額が補助対象となるのに対し、リース・割賦販売の場合は最大で1年分のリース料・賦払金のみが補助対象とされている。
	③オペレーティング・リース、割賦販売、立替払を利用した場合も補助事業の適用対象とすること。
	④リース対象の補助事業について、リース期間を補助対象物件の法定耐用年数以上としている制度があるが、この制限について撤廃又は適正リース期間とする等の緩和をすること(例えば、LED 照明は法定耐用年数が 15 年とされているが、製品寿命は 4 万時間程度であり、大きく乖離している。)。
	⑤補助金の申請等の諸手続きについて電子化・簡素化すること。 (例) 自動車事故対策補助金の補助金申請手続きの簡素化
	【提案理由】
	 ①・②・③について ・補助事業は国の各種政策を促進するために行われている公的制度である。補助対象事業の政策目的を実現するために、使用者の設備調達方法の選択枝を拡げることで、対象事業の推進に繋がる。 ・補助事業によっては、リースが利用不可なものや購入対比で不利な補助事業がある。そのため、同補助事業を活用したいユーザー(民間企業)がリースを利用できないケースがある。設備調達手段は、購入の場合でもリースの場合でもユーザーの経済的効果を概ね同一であることから、リースも補助事業の対象とすることで、設備投資の活性化によるユーザーの生産性向上が期待できるほか、設備調達手法の多様化にも資する。 ・リース・割賦を補助事業の対象とすることにより、資金負担の余力が乏しい中小企業等の資金負担が軽減されるため、対象事業が更に促進され、政策目的(省エネルギー設備の代替促進、設備投資活性化、中小企業の生産性向上等)に大きく寄与するとともに、設備調達手法の競争が促進されることにより、公正かつ自由な経済活動が促進される。 ・ユーザーは、リースが有する資金負担及び償却負担の平準化効果を活用可能となる。 ・ユーザーの設備調達手段のイコールフッティングの確保という観点においても、購入、リース・割賦で適用の適否を決めることは合理的ではない。 ・補助事業ごとに、リース・割賦の適用の可否を定めるのではなく、例えば、各省庁の運用規程等において、リース・割賦の取扱いを定めるべきである。 ④について
	(性)に ノい (

- ・リース活用のメリットとして、設備の使用見込期間に合わせてリース期間を設定できることにあるが、実質的に法定耐用年数以上の使用が義務付けられていることから、リースでの設備利用ニーズを阻害している。また、企業においては、生産力の向上や省エネルギーを目的とした設備の更新、不採算部門の業務停止等に機動的に対応できず、財産処分制限により経済の活性化を阻害している。
- ・補助事業の対象となる設備は、技術革新による性能向上が著しく、製品のライフサイクルが短くなっている中で、処分制限期間の規定があることにより設備更新が抑制され、設備が陳腐化する。リース契約により補助事業の対象設備を導入する場合には、財産処分制限期間を法定耐用年数から適正リース期間に短縮することにより、設備更新の促進、陳腐化を回避することができ、公正かつ自由な経済活動が促進される。

⑤について

・補助事業に係る事務を電子化・合理化・明確化することにより、「働き方改革」に寄与することになる。

中古医療機器 販売時のメーカー宛事前通 知の合理化に ついて 【継続】

【具体的内容】

・医療機器のファイナンス・リース取引に限定して、リース会社がユーザーに現状有姿で 当該医療機器を売却する場合には、製造販売業者宛の事前通知を不要とすること。

【提案理由】

- ・ファイナンス・リース取引は、ユーザー(使用者)とサプライヤーとの間で導入する設備をユーザーが選定し、当該設備をリース会社が当該ユーザーに対してリースする取引である。
- ・ファイナンス・リース取引の開始以降、リース期間中におけるリース物件(医療機器)は、ユーザー(医療機関等)が、法令等を遵守して、善良な管理者の注意をもって業務のために使用し、ユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーをもってリース物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行う。リース物件が毀損したときはユーザーに修復責任があることから、リース期間が終了したリース物件は、ユーザーにより上記状態が担保されている。
- ・ユーザーが、自己資金等で取得した場合とファイナンス・リース取引で導入した場合を 比べても、医療機器を使用している期間中は、当該医療機器の安全性を確保するための 保守・点検・整備の手続き等はまったく同一である。
- ・昨年度の当協会提言に対する関係省庁の回答では、「使用された医療機器を販売、貸与等する際には、これまでの使用実績、製品の状態及び使用環境等を的確に把握し、その品質、有効性及び安全性が確保されているか確認する必要がある。」としているが、当協会の提言は、医療機器の使用者に対し、現状有姿で所有権を移転する場合に限定しているものであり、医療機器等の使用実績等はユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーが把握している。
- ・仮に、使用者自らが取得した医療機器(新品)とファイナンス・リースで導入した医療機器(新品)の使用条件等が全く同一であった場合に、リース期間が満了した時点で、 医療機器の状態は全く同じであるのにも関わらず、ファイナンス・リースで導入した医療機器を現状有姿で使用者に所有権を移転する場合は、製造販売業者への通知が必要となり、その指示が「オーバーホール」あるいは「使用禁止」とされることがあるため、極めて不合理な規制となっている。

国・地方公共団体とのリース取引について (新規)

【具体的内容】

- ①国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。また、リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。
- ②リース契約書について、国・地方公共団体が独自に作成した契約書が用いられているが、 それらの内容が国・地方公共団体ごとに異なることから、リース取引の慣習法として定 着している「リース契約書(参考)2018年3月改訂」及び「プログラム・リース契約 書(参考)2019年4月改訂」を基礎とした統一的な契約書のひな形を作成すること。
- ③リース会社が国・地方公共団体に発行するリース料の請求書について、リース会社様式で作成した請求書の発行を認めるとともに届出印の押印を不要とすること。また、国・地方公共団体のリース料の支払いについて口座振替による方法を導入すること。
- ④地方公共団体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での電子化による一本化、申請書類及び添付書類の電子化・簡素化・統一化を図ること。
- ⑤国・地方公共団体・リース会社における事務負担軽減、国・地方公共団体の設備調達手 法の多様化等を促進するために以下を提言する。
 - a) 標準仕様書の作成
 - b) 形式的な指定書類(検収書等)の廃止
 - c) 支払委託契約の導入
 - d) 第三者賃貸方式の導入
 - e)補助金(交付金)のリース適用

【提案理由】

①について

- ・現在、国が OA 機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されず、「単年度リース契約」(複数年度の使用を前提としたリース料でありながら、契約期間が単年度のリース契約を意味する。以下同じ。)が締結されることがある。国庫債務負担行為が設定された契約は増加しているものの、「単年度リース契約」が行われている実態がある。
- ・国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を 更新している実態があり不合理である。
- ・「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。

②について

・現状は、国・地方公共団体が独自にリース契約書を作成しているが、国・地方公共団体向けのリース取引が拡大しているなかで、国・地方公共団体並びにリース会社ともに契約内容を確認するための事務負担が生じている。リース取引の慣習法として根付いている「リース契約書(参考)2018年3月改訂」及び「プログラム・リース契約書(参考)2019年4月改訂」を基礎とした統一的な契約書のひな形を作成することにより、国・地方公共団体並びにリース会社の事務合理化を促進することができる。

③について

- ・リース会社は国・地方公共団体に対してリース料の請求書を毎月発行しているが、リース会社様式の請求書を認めず、国・地方公共団体様式で請求書の作成を求められる場合がある。また、リース会社様式で請求書の発行が認められている場合であっても、契約書に押印した印鑑の押印が求められるほか、官公庁の指示により手書きでの追記が求められる場合がある。
- ・これらの作業をするために、リース会社のリース料請求事務に不合理な負担が生じている。
- ・国・地方公共団体のリース料の支払いは、口座振替によることがほとんどなく、官公庁・ リース会社の事務合理化のために、リース料の口座振替を認めること。

④について

- ・「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方公共団体が増加しているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが 多い。
- ・添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色等)指定する地方公共団体もある。
- ・また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方公共団体により異なる。この点が「競争 入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。
- ・デジタル手続法では、地方公共団体は情報通信技術の利用について努力義務とされているが、早急に競争入札参加資格申請の電子化を実現すること。

⑤について

・国・地方公共団体並びにリース会社の事務合理化(a)標準仕様書の作成、形式的な指定書類(検収書等)の廃止)、国・地方公共団体における設備調達手法の多様化に資する(c)支払委託契約の導入:ライセンスやクラウドサービスを導入する場合は、リース契約が馴染まない場合がある。d)第三者賃貸方式の導入:設備の保守(稼働維持)の責任を明確化することに資する。e)補助金(交付金)のリース適用:地方公共団体向けの建物リース取引への適用)。

学校施設環境 改善交付金に ついて 【継続】

【具体的内容】

・学校施設改善交付金について、地方自治体がリースで対象設備(空調機器等)を導入した場合に、現状では、その交付を受けることができない。リースで対象設備を導入した場合も、交付金を受けることができれば、短期間かつ数多くの公立学校(体育館を含む。以下同じ。)に対象設備を整備することができる。

【提案理由】

- ・学校施設環境改善交付金は、地方自治体が対象設備を自己取得した場合に限って交付されるが、交付金は対象設備の取得価額等の1/2の補助であり、地方自治体が残りの1/2の資金を自ら調達する必要がある。多くの地方自治体において、財政事情が厳しい等の理由により、リースで対象設備を導入した場合も、交付金の交付を希望している。
- ・リースで対象設備を導入する場合は、①設備導入時に多額の資金負担が不要(初期投資 負担の軽減)、②予算内で多くの施設へ導入が可能(短期間に数多くの設備導入が可能)、 ③リース料は定額(予算の平準化)、④取得・PFI と比べて短期間に設備を導入できるメ リットがある。
- ・公立学校は自然災害時の避難所として重要な施設であることから、公立学校への空調設

備の早期導入の社会的要請が強くなっている。リースのメリットと交付金の相乗効果によって、短期間で数多くの公立学校に空調設備を整備することができる。

- ・2 年度以降のリース料の予算措置は必要となるが、導入による利益の先取りをすることができ、リース料は定額のため予算計画がたてやすく財政支出が安定する。さらには、 受益者への公平性を担保できる。
- ・また、学校施設を避難所として利用する場合、空調設備に加えて、非常用の自家発電設備の設置、高齢者等に配慮した洋式便器への更新等の必要性もあるが、リースと交付金を活用することにより、短期間で数多くの避難所に必要な設備を整備することができる。

2. 環境(3項目)

項目名	具体的内容及び提案理由
繊維くずの処	【具体的内容】
分について 【継続】	・リース会社が排出する繊維くずについて、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物として処分できるように廃棄物処理法施行令の定義を改正すること。
	【提案理由】
	 「繊維くず」は、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業・建設業から排出される「繊維くず」のみが産業廃棄物として定義されている(廃棄物処理法施行令第2条第2号)。リース業(物品賃貸業)は、「特定の事業」に該当しないため、リース期間終了後、リース会社が顧客から返還されたリース終了物件(繊維製品)を廃棄物として排出する場合、一般廃棄物として処理することになる。 ・リース会社が排出する廃棄物は比較的大量であることから、廃棄物となった繊維製品を一般廃棄物として処分することは極めて困難であり、また産業廃棄物の許可処分業者に対して処理を委託することもできず、関係者と相談しながら、個々の案件ごとに処分を行っているが、排出事業者に過重な負担が生じている。 ・また、化学繊維は廃プラスチックに該当し、産業廃棄物として処分することができるが、例えば、天然繊維(繊維くず)と化学繊維が混紡されたものなどが廃棄物となった場合、処分のためにこれらを分離することは非現実的であり、また、金属製品や木製品に繊維が付着している場合もあり、廃棄物の適正処分の観点から、リース業が排出する繊維くずについては、産業廃棄物として処分できるようにすることが強く望まれる。
フロン排出抑	【具体的内容】
制法に係る行程管理票の回収期限について	・フロンガス回収行程管理票(E票)の回収期限(30日)について、第一種特定製品を産業廃棄物として処分する場合は廃棄物管理票の中間処分時の回収期限(90日)に緩和すること。
【新規】	【提案理由】
	 ・フロン排出抑制法において、フロン機器を廃棄する場合は含有するフロンガスの回収が必須とされ、フロン機器の所有者はフロンガスの回収を委託したフロン類充填回収業者に行程管理票を交付し、フロンガスが回収された旨の証として交付後30日以内に行程管理票(E票)を回収することとなっている。 ・リース物件におけるフロン含有機器の廃棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)に従って委託した中間処理業者に上記フロンガスの回収を委託することが多いが、大量のフロン含有機器の廃棄を委託した場合に、中間処理業

者に早期処理を依頼し、かろうじて行程管理票を 30 日以内に回収しているのが現状であ

	る。 ・一方で、廃棄物処理法における中間処理完了のマニフェスト伝票(D票)の回収期限は「90日」とされており、回収業者のフロン回収作業状況及び廃棄物処理法におけるマニフェスト伝票の回収期限を考慮し、フロンガス回収行程管理票(E票)の回収期限を 90日に緩和いただきたい。
フロン排出抑	【具体的内容】
制法に係るリース終了物件売却時の記録簿について	・フロン排出抑制法の第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検 状況等を記載した記録簿を引き渡すことが求められているが(環境省・経済産業省告示 第13号)、この対象を定期点検の記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限ること。
【継続】	【提案理由】
	・第一種特定製品の点検は、簡易点検(3か月に1回)と定期点検(一定規模以上の第一種特定製品、1年または3年に1回)があるが、それぞれの点検状況を記録簿に記載する必要がある。
	・第一種特定製品を売却する際に、売却先に対して、当該製品の点検状況等を記載した記録簿を引き渡すことが求められているが(環境省・経済産業省告示第 13 号)、この記録簿は、簡易点検及び定期点検の記録簿とされ、その記録期間の定めがないことから、リース会社がリース終了物件を売却する際に、記録簿の整備に過重な負担が生じている。

することで、売却先に真に引き継ぐべき情報になると考えられる。

されているが、検討期限を明確化すること。

・売却先に引き渡す記録簿について、定期点検記録簿、かつ、過去3年程度の記録に限定

・2018 年度の当協会の提言に対して、関係省庁から「特段の漏えい等が確認されなかった 簡易点検の記録を含む全ての点検の記録を売却の相手方に引き渡す必要性があるか等に ついては、今後、中下流対策のフォローアップにおいて検討を行うこととする。」と回答

2 白動南 *(1* 陌日)

_ 3. 目動卑(4 埧目)		
項目名	具体的内容及び提案理由	
国土交通省ネ	【具体的内容】	
ガティブ情報 等検索システ ムについて	・国土交通省ネガティブ情報等検索システム(自動車整備事業者)への処分情報の掲載を 早期化すること。	
【新規】	【提案理由】	
	 ・リース会社が自動車のメインテナンスを行うリース契約(メインテナンス・リース)において、リース会社は自動車整備業者に自動車の整備を委託しているが、適正な整備を実施するために、国土交通省ネガティブ情報等検索システムを利用して、自動車整備業者のネガティブ情報(行政処分)を確認している。 ・国土交通省のネガティブ情報等検索システムでは、自動車整備業者の違反行為の処分年月から3~6ヶ月後に掲載されることが多く、出来る限り早くシステムに反映されることにより、リース会社として顧客に対し適正なメインテナンス・リースを提供できる。 	
軽自動車の納 税確認の電子 化について 【新規】	【具体的内容】・軽自動車の納税確認について、登録自動車同様に電子化を早期に推進すること。	

【提案理由】

- ・軽自動車税の納税証明書は軽自動車の車検をする際に必要な書類とされている。
- ・リース会社が自動車のメインテナンスを行うリース契約(メインテナンス・リース)に おいて、リース会社が車検手続きを行っているが、この手続きをする前に軽自動車税の 納税確認を紙ベース(納税証明書)で行っている。
- ・納税証明書を電子化することにより、リース会社の事務効率化を図ることができる。
- ・登録自動車の納税確認は電子化(国土交通省と各都道府県間で確認)が進んでいるため、 軽自動車についても電子化を早期に進めること。

自動車損害賠 償責任保険証 明書の電子化 について 【新規】

【具体的内容】

・現在、国土交通省で「自動車検査書の電子化」の検討が進められているが、その電子化 に併せて自動車賠償責任保険証明書に関わる情報を対象に含めること。

【提案理由】

- ・自動車損害賠償責任保険証明書は、現状、紙ベースで年間大量(万単位)に発行されているが、これを電子化することにより、自動車の使用先ごとに郵送する業務の削減及びコスト削減が大きく期待される。
- ・唯一紙媒体で車載するもの*が完全に電子化されることは、「自動車検査証の電子化」の 方針に合致する。
 - * 車載しない場合は自動車損害賠償保障法違反となる。

リース車両等 におけるシェ アリングエコ ノミーを活用 した稼働率の 引き上げにつ いて 【新規】

【具体的内容】

- ・自家用自動車をリースで利用する個人・法人が、自らその自動車を使用しない時間帯に、 例えば以下のような安全性等を担保するための措置を実施する場合において、その自動 車を利用したい第三者や、自動車を保有する個人・法人と利用したい第三者とを媒介・ 支援する事業者に対し、道路運送法80条1項の許可を得ることなく有償で貸し渡せる よう法改正すべき。
 - ✓ 媒介・媒介支援する事業者に貸し渡し車両として登録された自動車は、法定点検等 を期日までに適切に行ったものに限り登録を維持
 - ✓ 媒介・媒介支援する事業者に貸し渡し車両として登録された自動車は、機器を搭載 する等の方法で走行距離や時間帯毎の利用履歴が確認可能
 - ✓ 自動車を借り受けることのできるユーザーは、媒介・媒介支援する事業者が本人確認を実施した者に限り、犯罪などの悪用を防止
 - ✓ 自動車を保有する個人・法人がその自動車を自身で全く利用せず専ら貸し渡すなど、 自家用自動車有償貸渡事業の潜脱を防ぐため、貸し渡しについて上限を設定

【提案理由】

・現在国内で保有されるリース車両は373万台(2019年3月時 日本自動車リース協会連合会より)、リース車両を含む自家用乗用自動車は約6千万台(2019年7月時、国土交通省 自動車保有車両数統計より)あるが、このうち例えば個人保有車両の稼働率は4%程度と言われ、法人保有車両においても稼働日が平日に限られるケースが多いなど、膨大な余剰資産とコストが発生している。解決策としてシェアリングエコノミーが注目

されているものの、リース車両等を第三者へ有償で貸し渡すには、法令が規定する有償 貸渡しの許可取得手続きが必要で、かつ、これにより増加する車検コストが障壁となり、 多くの車両が保有者のみの利用となっている。

・リース車両等のシェアリングエコノミーが実現することにより、自動車の稼働率が向上 し、不稼働資産の軽減が期待できる。加えて、貸し渡し料の収受により、購入・維持に かかるコストの実質的な軽減が期待できる。また、身近にある車両の利用や多種多様な 車種の選択が可能になることによって、車両を保有することや利用することの潜在ニー ズの掘り起こしにつながる。

4. その他(6項目)

項目名 具体的内容及び提案理由 古物商に係る 【具体的内容】 届出期限の緩 ・古物商に係る各種届出について、登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合 和について の届出期限を緩和すること。 【新規】 【提案理由】 ・古物商が法人である場合、役員の変更があった場合は届出が義務付けられているが、届 出期限は変更があった日から 14 日以内(登記事項証明書を添付しなければならない変更 の場合は20日以内)とされている。 ・登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合、①株主総会等で役員変更が確定 してから登記手続きを行う、②登記事項証明書を取得する、③書類を取り揃えて届け出 る、という一連の手続が必要となるが、これに対し、現状の届出期限では短いため、古 物商に係る届出に関して、登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合の届出 期限を緩和していただきたい。 インサイダー 【具体的内容】 取引規制にお ・インサイダー取引規制における上場会社等の「重要事実」に係る軽微基準等の判断を単 ける上場会社 体ベースではなく連結ベースに変更すること。本改正により、上記目的による市場での 等の「重要事 M&A 活発化等の効果が期待できる。 実」に係る軽微 基準等の判断 【提案理由】 について ・リース会社等は昨今、市場での競争優位、事業の多角化(選択と集中)を実現する手段 【新規】 として上場会社等やその子会社を含む他社への出資(売却)を活用している。その結果、 リース会社等が出資(売却)の相手方(上場親会社等)に係る重要事実を入手すること となり、またこれがリース会社等(自社)の重要事実にも該当し得るため、インサイダ 規制への対応を要する機会が増加している。 ・現行のインサイダー取引規制においては、上場会社等の決定事実や発生事実における軽 微基準等は、純粋持株会社等を除き、上場会社等の単体での売上・資産等をもとに判断 することとされている。しかし、多くの上場企業は単体ではなくグループで事業活動を 行っており、東京証券取引所の適時開示基準が基本的には連結ベースで運用されている ように、株主・投資家においても投資意思決定の際には単体ではなく連結ベースでの財 務上の計数を重視する傾向が強まっている。このような中、リース会社等が出資(売却) を進めるにあたり、連結ベースでみれば市場の投資判断に重要な影響を及ぼすとまでは

言えない案件であっても、上記のとおり単体ベースで軽微基準等を判断するために、イ ンサイダー取引規制への対応を要することとなり、人手不足が進む中、社内外関係者リ

ストの作成・管理や注意喚起等に係る労力とコストを受忍せざるを得ない場面が増えている。

・加えて、日本織物加工事件(平成 11 年)や村上ファンド事件(平成 23 年)の最高裁判決を受け、実務的には、出資(売却)の検討・準備段階(デュー・ディリジェンス等)など、インサイダー規制への対応を早期に開始せざるを得ないことによりインサイダー取引規制に服する期間が長期化し、会社の資本政策に重大な制約が生じる、さらに当該制約を嫌って M&A の機会を逃すなど、経営戦略上の問題が生じている。

[ご参考]

「企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直しについて」(平成 23 年 12 月 15 日)https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20111215-1/01.pdf

貸金業者が行 うグループ会 社間の貸付に ついて 【新規】

【具体的内容】

・グループ会社以外の資金需要者に対して貸し付けを業として行う貸金業法上の貸金業者 によるグループ会社向け貸付けについて、資金需要者の利益の保護を維持しつつ貸金業 者におけるグループ会社間の円滑な資金融通および労働生産性の向上を実現させるた め、貸金業の範囲から除外すること。

【提案理由】

- ・現状、貸金業法に基づく登録を受けていないものによるグループ会社向けの貸付けは、 当該グループ会社が貸金業法施行令第1条の2の6に規定する会社等に該当する場合、 貸金業の範囲から除外される。
- ・これは、会社グループにおけるキャッシュマネジメントシステムの高度化が進む中で貸金業法が会社グループとしての最適なキャッシュマネジメントシステムを構築するにあたっての妨げになることを避けるため、2014年の同法改正で実現したもの。法改正に向けた規制評価においては、貸金業の範囲から除外することで貸し手における法令順守費用が減少できる点のほか、親会社が子会社の議決権の相当割合を有する場合の親会社と子会社の間には経済的一体性が認められ貸付先の会社の利益を阻害するようなインセンティブがなく、貸金業の範囲から除外しても資金需要者等の利益を損なうおそれがない点が重視された。
- ・一方、2014年の同法改正後も、貸金業者によるグループ会社向けの貸付けは、それ以外 の貸付けと同様に、貸金業法上の各種行為規制が課されている。例えばリース会社にお いては、顧客等に対しリースに限らず幅広いファイナンスサービスを提供するため貸金 業法に基づく登録を受けた会社が多く、これらリース会社が会社グループとしての最適 なキャッシュマネジメントシステムの構築を図る中で行うグループ会社に対する貸付け は、貸金業法上の各種行為規制が課されている。その結果、グループ会社における緊急 的な資金需要への対応に時間がかかり、事業活動に支障が出る恐れがあるほか、海外に 拠点を置く会社グループ向けの融資においては、時差等の都合で法令順守のための各種 手続きに時間がかかり事業活動の機動性低下が避けられない。また、契約締結前の書面 の交付、契約締結時の書面の交付、受取り証書の交付、返済能力の調査や調査記録の作 成・保管など、人手不足が深刻となる中で労働生産性を下げる要因の一つとなっている。
- ・資金需要者の利益保護の観点では、貸金業者によるグループ会社向けの貸付けにおいて も、貸金業法に基づく登録を受けていない者によるグループ会社向けの貸付けと同様に、 貸し手である親会社と資金需要者である子会社における経済的一体性から、貸金業者に よるグループ会社向けの貸付けを貸金業の範囲から除外しても資金需要者の利益は維持 できるものと考えられる。
- ・このように、貸金業者によるグループ会社向け貸付けを貸金業の範囲から除外した場合

でも、資金需要者の利益の保護は維持されつつ、貸金業者におけるグループ会社間の円滑な資金融通および労働生産性の向上が期待できる。

リース取引の ストラクチャ ーに用いる S P C向け融資 の取引時確認 について 【継続】

【具体的内容】

・リース取引等のストラクチャーに用いる 100%出資 SPC(ペーパーカンパニー)向け親子ローンを犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象外とすること。

【提案理由】

- ・リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資 SPC(ペーパーカンパニー)がレッサー(もしくは資金拠出者)となる場合について、SPC 向け親子ローンであっても、犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象取引となっているが、親子ローンが「ハイリスク取引」や「疑わしい取引」に該当することはないと思われる。斯かる取引について犯罪収益移転防止法の適用を緩和することで、大幅な事務効率につながる。
- ・本提案は、「規制改革推進に関する第3次答申」(2018年6月) において、2018年度検 討、2019年度結論とされているが、早急に検討結果を示すこと。

リース取引等 のストラクチャーに用いる SPC向け融 資について 【再提言】

【具体的内容】

・リース取引・融資等のストラクチャーに用いる 100%出資 SPC (ペーパーカンパニー) 向け親子ローンを貸金業法の「交渉の経過の記録」の対象外とすること。

【提案理由】

- ・事務負荷軽減により親子ローン活用意欲が高まることで国内資金の流動性が増し国内金融マーケットの活性化に繋がることが期待される。
- ・また、貸金業法が想定する実質的な懸念点が親子ローンにおいては発生し得ないため、 不要業務削減に伴い一般的に企業活動の活性化を促すことが期待される。

フォークリフ トの定期自主 検査の有効期 間について 【新規】

【具体的内容】

・フォークリフトの定期自主検査の有効期間を、「1年を超えない期間ごと」から「前回実施日から起算した1年後の応答月の月内(月末)」に変更すること。

【提案理由】

- ・フオークリフトの定期自主検査は、1年を超えない期間ごとに1回(特定自主検査)、及び1月を超えない期間ごとに1回(月例点検)と定められているが、いずれの場合も実施日に応当して期日が短縮される。
- ・これにより、安全性には問題の無い無駄な点検がリース満了月に発生することになる為、 経済合理性から定期自主検査の有効期間を改定願いたい。
- ・例えば、8月1日リース開始日の2年リース(満了日2年後の7月31日)の場合、「1回目の特定自主点検」を最長期限日である365日目の翌年7月31日に実施しても、2回目の検査は7月30日となり、残り1日のために特定自主検査を実施する必要が発生する。
- ・法令の趣旨は「定期的な検査が必要」ということであり、1年後の応答月内、という変更をしても、法令の趣旨は逸脱せず、経済合理性も高まる。

以上